

憲法・教育基本法「改正」問題の

意味するもの

成嶋 隆

一、憲法・教育基本法改正論議の軌跡

一九九〇年代以降の第三次改憲運動は、九九年の「憲法受難国会」における一連の違憲立法（周辺事態法・盗聴法・改正住民基本台帳法・国旗国歌法）の制定と、国会法改正による衆参両院への憲法調査会の設置（一〇〇〇年一月）で、あらたな段階をむかえた。その一〇〇〇年の一一月、首相の私的諮問機関である教育改革国民会議は、教育基本法（以下、教基法）の「見直し」を含む改革提言をおこない、その一部は、昨年の「教育改革関連六法」として具体化された。昨年一一月には、遠山文科相が教基法の「見直し」を中心教育審議会に諮問した。

改憲の動きと教基法改正の動きとが「連動」するのは、今にはじまったことではない。国家と教育の根本をさだめる二つの基本法は、その制定の直後から支配層による攻撃的となってきた。——五〇年代の第一次改憲期には清瀬一郎文相の教基法改正論が登場し、ついで「草の根改憲運動」のスタイルがあらわれた八〇年代の第二次改憲期には、教基法改正を求める地方議会決議が登場した。

憲法・教基法改正論議は、時期的に符合しているのみならず、内容的にも共通点をもつ。第一に、二つの基本法の改正主張は、いずれもその理由として占領軍による「押しつけ」という（出血）にまつわる問題点を指摘し、また内容面での「国情と

の不一致」という点をあげていることである。憲法については、「押しつけ憲法」論としてすでに知られているが、教基法についても同様の議論がある。たとえば、上述の教基法改正要望決議のうち岐阜県議会が八〇年一〇月七日に採択したものは、次のようにいふ。

——「この法律は、被占領時代に制定されたために、今日の独立国家の国民を教育する基本法としては必ずしも適切ではなく、とりわけ『伝統の尊重』、『愛国心の育成』などの理念が欠けて〔いる〕。この「押しつけ」論に関して注意しなければならないのは、憲法よりも教基法のほうが「押しつけ」の度合いが大きいという受けとめたがある」ということである。教基法改正問題をとりあげたある新聞記事は、この事情を「国会では『押しつけ憲法論』を主張する声はほぼ影を潜めた。が、基本法論議では『G H Qの強い指導のもとにつくられた』など、その『生い立ち』への『ことだわり』が強く残る」と報じている。

第二に、憲法も教基法も明文改正の挑戦を断続的に受けてきたが、この「正面作戦」ないし「正攻法」が成功しないなかで、「解釈」による規範内容の変質が貫してはかられてきたという点である。憲法については、最大のターゲットである九条の明文改正が実現

されないなか、たとえば同条において保持を禁じられている「戦力」の概念は、その時どきに現に存在する実力組織（「警察予備隊」「保安隊」「自衛隊」）が「戦力」に該当しないという結論を導くために恣意的に拡大解釈してきた。教基法については、たとえば同法一〇条の教育の自主性原理（「不当な支配」の禁止）につき、法令にもとづく教育行政機関の行為は「不当な支配」に該当しないとの行政解釈がなされ、これにより学習指導要領や教科書検定による教育内容の国家統制が「合法」とされてきた。

一、改正論議の背景

現在の憲法・教基法改正問題は、九〇年代以降の社会・国家構造の全面的な「改革」の動きのなかで起きている。この「改革」は、軍事法制（新ガイドライン体制・テロ対策特措法）、統治構造（選挙制度・国会・中央省庁・司法・税財政・地方自治）、企業・経済法制（金融法制・中小企業法制）、労働・福祉法制（労基法・社会保障法制）、刑事・治安法制（盗聴法・団体規制法・少年法・ストーカー規制法・DV防止法・児童虐待防止法）、大学・教育法制（国立大学再編）など、憲法（Constitution = 「國のかたち」）

構造の全般におよぶ。

この国家構造「改革」の特徴は、「規制緩和」と「危機管理」の同時進行ないし「小さな政府による大きな統合」と要約できよう。すなわち、大状況としてのグローバリゼーション、メガコンペティションのもとで、一方では新自由主義・市場原理主義にもとづく「規制緩和」が推進され、國家の「公共」からの撤退と、「競争」「選択」「自己責任」の強調が進行している。他方、新保守主義・ナショナリズムにねざす動向として、各種の社会不安を逆手にとった「危機管理」の名のもとに、軍事・治安面での国家機能が拡大強化されている。国旗国歌法の制定による国家的シンボルへの忠誠強要の動きは、まさしくナショナリズム喚起による「大きな統合」の手法を代表する。注意すべきは、このような「統合」の手法が、現在の日本社会にただよう漠然とした不安感や現存する社会システムへの不満を背景とした一種の「秩序願望」「指導者待望」に裏うちされ、そのような「時代の気分」が「改革」⁽³⁾を一気呵成に実現させる公算が高いということである。

国家構造「改革」の一翼をなっている教育「改革」は、右に指摘した「改革」の基調をもつとも典型的に

しめしている。すなわち教育の領域においても、新自由主義・市場原理主義にもとづく「規制緩和」路線と、学校教育の「崩壊」を理由とする「危機管理」路線とが同時平行的にすめられているのである。

前者の「規制緩和」路線とは、国家財政肥大化の要因とされる教育費の支出を抑制するために、学校の「スリム」化、学校選択の「自由化」を名目とする公教育の再編（学校統廃合、学区制禁止、中高一貫制導入など）をはかる」とで、教育を「市場化」ないし「商品化」し、社会的不平等を不問にした「能力主義」と「選択の自由」にゆだねる、というものである。この結果、「学校は、階級や階層の差異を縮める機能よりもむしろ、階級と階層の差異を拡大再生産する機能をはたす措置」⁽⁴⁾となつている。

他方、後者の「危機管理」路線においては、教育「危機」の原因が短絡的に子どもの公徳心の欠如や教師の指導力の低下にもとめられ、これを〈打開〉する方策として道徳教育の強化、「奉仕活動」の義務化、問題児童・生徒の出席停止措置あるいは教員評価の見直しによる「不適切教員」の配置転換などが提唱され、一部は法制化された。一昨年の少年法改正が、少年犯罪の「凶悪化」というマスコミがねつ造した〈事實〉

によりなされたのとまったく同一の、短絡的な「危機管理」の発想がここにはみられる。

憲法・教基法の改正は、このような国家構造の大転換を法的に〈総括〉することにより、この国家戦略を将来にむけて規範レベルに〈昇格〉させるというねらいがこめられている。あたかも、大日本帝国憲法と教育勅語が、明治維新以来築きあげられてきた絶対主義的天皇制と天皇制教學体制を法的に総括したのと同様の構図がここにもみられる。

三、改正主張の問題点① — 「押し付け」論の検討

「一、基本法を改正せよとの主張には、いかなる問題点があるか。」¹⁾では、前述の「押し付け」論について検討したのち、とくに教基法の改正についての手続的な問題点を指摘する。

ねばならない。

とくに右の②とかかわって、憲法の教育条項のひとつである二六条がいかなる経緯で成立したかに注目する必要がある。——①二六条の原型は高野岩三郎「改正憲法私案要綱」（一九四五・一一・一八）の「国民ハ教育ヲ受クルノ権利ヲ有ス」という規定であり、これが四五年一〇月に設置された憲法問題調査委員会（「松本委員会」）において検討され、同委員会が四六年一月はじめたGHQに提出した「憲法改正要綱」（「富沢甲案」）の〇条ノ一の「日本臣民ハ法律ノ定ム

1) の議論は①「國体護持」に執着してGHQ草案の「押しつけ」をまねいた日本政府の責任を不問にしている点、②ボツダム宣言の受諾による新憲法制定についての国際法上の義務の引き受けという側面を軽視している点、③GHQ草案じたいに憲法研究会草案など日本国民の憲法思想が擷取されていることや、政府作成の憲法改正案が総選挙をへた帝国議会において実質的な審議・修正を受けていていることなどを看過している点、④総じて日本国憲法の制定が、第二次大戦後における平和・民主主義の国際的思想潮流さらには近代立憲主義の特殊なかたちでの「継承」であるという積極的な見方を排除している点など、その粗雑さが指摘さ

れねばならない。

憲法も教基法も、占領下においてアメリカにより押しつけられたものであり、したがってこれらは日本の国情・国情にあわないとする議論をどうみればよいか。憲法については、一九四六年二月一三日のGHQによるいわゆるマッカーサー草案の日本政府への提示の経緯などが「押しつけ」論の根拠となっている。だが、

ル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス」という規定になった。②「宮沢甲案」を「最も保守的」として排斥したG H Qは独自に憲法の起草作業に着手するが、その過程における諸草案（マッカーサー草案を含む）では「無償の普通義務教育」の規定がみられるのみであり、教育を受ける権利という文言はなかった。

③マッカーサー草案を受けいれて日本側が起草した諸草案は数次の修正をへて、最終的に四六年四月一七日の「憲法改正草案」二四条の規定「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて國民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする」に落ちついた。④帝国議会における審議のなかで、政府案の「児童」および「初等教育」の文言がそれぞれ「子女」および「普通教育」に修正された。この修正には愛知県の青年学級関係者からのG H Q/C I & E（総司令部民間情報教育局）への請願運動が影響している。――

このように、憲法二六条の規定のうち、マッカーサー草案をそのままとりいれたのは「初等教育は無償とする」の部分のみであり、さらにその「初等教育」の文言も、義務教育年限の延長による教育機会の拡大を

意図して「普通教育」にあらためられたということがわかる。この事情からも、「押しつけ憲法」論なるものがいかに粗雑であるかがわかる。

教基法の場合は、憲法以上に日本側の主体的なところがみられる。――たしかに、同法制定に直接のきっかけをえたのは、G H Qの発した四つの教育指令と、第一次アメリカ教育使節団報告書（一九四六・三・三）であった。しかし、戦後教育改革の立案・実施を全般的に担当したのは、この使節団に協力した日本側教育家委員会が発展的に改組された教育刷新委員会であり、また教基法の具体的な立案をおこなったのは文部省に設置された大臣官房審議室であった。ここで起草された教基法案は教刷委の審議・承認などを経て、四七年三月の第九二帝国議会において無修正のまま可決・成立している。――

全体としていえることは、教基法成立の力学における（自主性）と（国際協調性）である。すなわち同法を誕生させたのは、田中耕太郎文相・田中一郎文部省参事らの文部省当局者および南原繁・務台理作らの教刷委のメンバーなど日本側の努力と、同法の規範内容にしめされる戦後教育改革の方向を指導・示唆した反ファシズム連合の努力だったのである。

論点がややそれるが、右にみた教基法の「出自」にかんして、従来の理解とはややことなる見方があるのを紹介しておく。教育学者・佐藤秀夫の見解である。

——佐藤は、教基法の目的規定（一条）における「公共」の要素と「個人」の要素の関係を分析し、成立した教基法では「個人の尊厳」「個人の価値」が教育目的の基軸としてすえられたが、その後の教育界では、一方では「国家的公共性」が台頭し、他方では「個人主義」がたんなる「エゴイズム」に変質したとする。そして、その要因を教基法制定に主導的な役割をはたした教育刷新委員会の「限界」にもとめている。その

「限界」とは、①教刷委が天皇制を批判的に対象化しえなかつたこと、②教刷委が民衆の「下からの公共性」のうじきを排除したこと、そして③「個人の尊厳」の原理が民衆生活のアリティとは無縁な哲学的・思弁的なものであったこと、とされる。

佐藤が教基法についておこなった省察は、じつは日本国憲法についてもあてはまる。たとえば憲法九条だが、この戦争放棄条項は、制憲過程において天皇制をのこすための「交換条件」としてもりこまれたという経緯がある。その象徴天皇制こそ、日本国憲法のその後の運用のなかで、憲法の規範構造を内部からつきく

はず機能をいとなんんでいるのである。

このように憲法も教基法も、その「生い立ち」についてなにがしかの「負の側面」あるいは「後ろめたさ」をともなっている。問題は、その「負の側面」を将来にむけて克服するか否かという実践的な態度選択にある。このことを佐藤の問題とした教基法の目的規定にそくしていえば、この規定のなかにしめされた教育のありかたのうち、どの要素を具体的な教育実践において選びとつていくかがまさしく問題なのだといえよう。

四、改正主張の問題点② — 教基法改正の手続問題

教基法は、わが国で最初の「基本法」として成立した。基本法の国法体系における位置づけや規範的性格などについて、これまで法学界できちんと論議されたことはない。すくなくともいえるのは、基本法とそれ以外の法律は、いずれも国会の議決により成立したものであり、両者のあいだに形式的効力の優劣関係はないといふことである。いいかえれば、法形式上、基本法は一般の法律と同格だということである。したがって、基本法といえども、その制定改廃手続にかんして通常の法律となる点があるわけではない。その改

廢は、通常の法律とまったく同一の手続要件でなされうる（¹⁾の点が、わざの「押しつけ」論とあいまって、「まず改正しやすい教基法から」という《戦略》を可能にしている）。

だが、教基法は他の基本法とはことなる特別な性格をもつ。それは、憲法との一体性である。同法は、憲法制定過程において、憲法に教育に関する一章を設けるという当初の構想が「憲法全体のふれあいから」妥当でないとされ、基本法という形式をとつて制定されたという事情をもつ。すなわち、もともと憲法の一部をなすことが想定されていたのが、立法技術上の観点から憲法から切りはなされたとみることができるのである。このような憲法との一体関係は、同法の規範内容からも確認できる。——すなわち同法は、①前文において憲法理念の実現は「根本において教育の力にまつべきもの」あることは「日本国憲法の精神に則り、…この法律を制定する」とさだめ、②他の教育法令に対する架構的な一般的・原理的規定をもち、さらに③一条（補則）において「この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合は、適当な法令が制定されなければならない」と規定している。これらのことから、教基法は「準憲法」「憲法付属法」「教育憲法」

あるいは「教育憲章」（The Education Charter）などよばれる。それは、同法と憲法との右のような一体性に着目したことである。

教基法が「準憲法」「憲法付属法」としての性格をもつてゐるとすれば、同法の改廃については、憲法に対するそれと同様の特別な慎重さがもとめられよう。筆者は、これは教基法改正に対する《立憲主義的統制》とよんでいるが、この観点から今回の経緯をみると、必ずしも問題点がひそんでいる。

浪本勝年は、①今回の教基法「見直し」を提起した教育改革国民会議が法令にもとづかない首相の私的諮問機関であること、②同会議の運営が与党主導であること、③審議が拙速であることをあげ、その教基法「見直し」提言の「正統性」に疑問を投げかけている。

浪本の指摘する①の問題点は、国政全般における「諮問機関政治」の弊害という問題につらなる。国家意思決定の実態において、まず立法権が実質的に行政府に移行しているという周知の事実があるが、くわえて「審議会」という合議制の行政機関が世論形成ないし世論操作の機能をいとなみ、さらには実質的な政策決定の場となつていていう事情がある。とりわけ、

国家行政組織法八条により法律または政令に根拠をもつて設置される正規の審議会ではなく、闇議決定・了解、省令、局長決裁などの手続きのみで設置される「私的諮問機関」が、近年ますます政策決定における主導的な役割をになうにいたっている。それは、「ものはや政府のいう私的な会合・勉強会の域を越え、公然と政策過程の一角を担う準公的機関に姿をかえた」⁽¹⁰⁾のである。「」のような「諮問機関政治」が「議会と政党システムが国家意思形成の中枢機関として正統化されている議会政⁽¹¹⁾デモクラシー」として挑戦的な意味を内包している」⁽¹²⁾のはあきらかであり、立憲主義からおおきく逸脱しているといわざるをえない。教基法改正に対する立憲主義的統制の要請からすれば、右の問題点をけっして軽視してはならない。

(なるしま たかし・新潟大学法学部)

注

(1) 朝日新聞1001年5月21日。

(2) 森英樹「転機に立つ憲法構造と憲法学」法律時報73巻1号79頁。

(3) 立山紘毅「時代の気分」と共鳴する改憲論?」法律時報71巻10号61頁。

(4) 佐藤学「子どもたちは何故『学び』から逃走するか」世界1000年5月号83頁。

(5) 参照、永井憲一・村元宏行「憲法二六条の制定過程」法学志林九七巻三号三頁以下。

(6) 佐藤秀夫「教育基本法の成立過程にみる『公共』と『個人』の関係構造」論座一九九九年一月号五〇頁以下。

(7) 樋口陽一「個人と国家」(集英社・1001年)一五七頁以下。

(8) 浪本勝年「教育改革国民会議の正統性を問う」世界1000年1月号69頁以下。

(9) 小野善康「審議会の役割」中村睦男・前田英昭編「立法過程の研究」(信山社・一九九七年)七八頁以下。

(10) 辻中豊「私的諮問機関の役割と靖国懇」ジャリリスト増刊総合特集「日本の政党」1113頁。

(11) 阪野智一「現代デモクラシーと政党の機能」ジャリリスト増刊総合特集「日本の政党」1113頁。

スト八四八号六八頁。

(なるしま たかし・新潟大学法学部)

●遠山文科相が中教審に諮詢

(居泰彦会長) に諮詢した (15面に闇連記事)。二〇〇〇年十二月に首相の私的諮詢機関である教育

遠山敦子文部科学相は二十六日、「教育振興基本計画の策定」と「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について、中央教育審議会(島

改革国民会議(江崎玲於奈座長)が出した報告の提言を受けた諮詢。文部科学省は一年程度で答申を得たい考えだ。

諮詢理由(全文)

戦後、我が国の教育は、教育の機会均等の理念の下に、その普及・量的拡大と教育水準の向上が図られ、我が国の経済・社会の発展に大きく寄与してきた。しかしながら、東西の冷戦構造の崩壊後、世界規模の競争が激化する中で、我が国の経済・社会は時代の大きな転換点に立っている。このような厳しい状況の中で、「二十一世紀」に向けて、我が国が果敢に新しい時代に挑戦し、国際社会の中で発展していくためには、國の基盤である教育を改革し、新しい時代にふさわしい人材を育成することが急務の課題となっている。

一方、教育の現状を見ると、子どもたちの問題行動や不登校などの深刻な状況、社会性や規範意識の希薄化、過度の個主義による個性・能力に応じた教育の軽視など、教育全般について様々な問題が生じている。また、経済・社会のグローバル化・科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会や

情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められている。

二十一世紀において、我が国が明るく豊かな未

来を切り拓いていくためには、社会の存立基盤である教育について、この新しい時代における在り方を考え、その改革・振興を着実に推進していくことが何よりも重要である。このため、これから教育の目標を明確に示し、それに向かって必要とされる施策を計画的に進めることができるように教育振興基本計画を策定するとともに、すべての

教育法令の根本法である教育基本法の新しい時代にふさわしい在り方について、総合的に検討する必要がある。

教育振興基本計画においては、政府として、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けてどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにすることが重要である。こ

のため、計画には、中・長期的な教育の目標や教育改革の基本的方向とともに、それを実現するためには、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策や必要な教育投資の在り方、国・地方公共団体の役割

I 教育振興基本計画の策定について

1 教育は、子どもたち一人一人に確かな学力を最大

憲法・教育基本法「改正」問題の意味するもの

等について明らかにする必要があると考える。

また、このような教育振興基本計画の策定は、教育に関する施策の体系化や整合性の確保とともに、教育財政の充実にも資するものであり、さらに政策の適切な評価という観点からも重要である。

2 教育振興基本計画の策定に当たっては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項について検討する必要があると考える。

第一に、教育に関する施策の基本的な方針として、教育の目標やその目標を実現するための教育改革の基本的方向等について検討する必要があると考える。

第二に、その目標を達成するために、政府が統合的かつ計画的に実施すべき施策として、例えば、以下のような事項について、国民に分かりやすい具体的な政策目標を示すとともに、それを実現するための主要な施策について検討する必要があると考える。

- (1) 初等中等教育の教育内容等の改善、充実
- (2) 教員の資質向上と学校運営の改善
- (3) 高等教育の整備、充実
- (4) 家庭、地域の教育力の向上
- (5) 教育の情報化、国際化・国際交流の推進など

第三に、総合的かつ計画的に教育施策を推進するためには必要な教育投資の在り方についてである。教育に対する投資は、我が国の活力ある健全な発展に不可欠な社会的基盤の形成に寄与するものであり、望ましい教育投資の在り方について検

討する必要があると考える。

第四に、計画の推進に関して、政府及び地方政府の役割、政府及び地方公共団体の連携等について検討する必要があると考える。

3 また、教育振興基本計画の策定は、教育基本法の基本理念等を実現していく手段としても重要な役割を果すものであり、教育改革国民会議報告において提言されているように、他の多くの基本法と同様、その根拠となる規定を教育基本法に設けることについて、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」とあわせて検討する必要があると考える。

II 新しい時代にふさわしい教育
基本法の在り方について

1 教育基本法は、教育の基本理念及び基本原則について定める法律として、昭和二十二年に公布・施行され、以来、我が国の教育は五十年以上にわたって教育基本法の下で進められてきた。しかししながら、先に述べたように、制定当时とは社会が大きく変化しており、また、高校、大学進学率の著しい上昇や生涯学習社会への移行など教育の在り方も変容を遂げてきている。さらに、教育の基本像を明確に提示し、それを確実に実現していくことが求められている。

このため、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方を考え、その見直しに取り組み、教育の目的として第一条は、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行うとし、国家、社会の形成者として有すべき徳目を例示している。また、教育の方針として第二条において、教育の目的を実現するため、教育を行つに当たつての心構え、配慮すべき基本的事項について定めている。

(一) 時代や社会の変化に對応した教育という視点
教育は時代や社会の変化に応じていくものであり、不易と流行ということを考えたとき、特に、人々が身に付けるべき知識・技能、そして教育の

2 教育改革国民会議の報告においては、これらの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など普遍の原理を大切にすることともに、「新しい時代を生きる日本人の育成」「伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」「教育振興基本計画の策定など具体的な方策の規定」の三つの観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法を考えいくことが必要であると提言されている。

この提言を踏まえながら、時代状況の変化にかんがみ、教育基本法の在り方について、主に次の事項に関して検討する必要があると考える。

第一に、教育の基本理念についての検討である。教育の基本理念として、教育基本法は、教育の目的（第一条）及び方針（第二条）を定めている。教育の目的として第一条は、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行うとし、国家、社会の形成者として有すべき徳目を例示している。また、教育の方針として第二条において、教育の目的を実現するため、教育を行つに当たつての心構え、配慮すべき基本的事項について定めている。

これについて、普遍的な理念は維持しつつ、次の視点などから検討する必要があると考える。

(一) 時代や社会の変化に對応した教育という視点
教育は時代や社会の変化に応じていくものであり、不易と流行ということを考えたとき、特に、人々が身に付けるべき知識・技能、そして教育の

憲法・教育基本法「改正」問題の意味するもの

手段など教育の具体的な内容、方法は時代の進展や社会の要請に応じて改善されるべきものである。

今日、生涯学習社会の到来、国際化の進展や環境保全の重要性の高まりなど時代や社会の変化に対応した教育が求められているという視点から議論する必要があると考える。

(二) 一人一人の能力・才能を伸ばし創造性をはぐくむという視点

科学技術の進展や経済、社会のグローバル化が一層進展する新しい時代にあって、我が国が創造的で活力ある社会として発展していくためには、創造性や独創性に富んだ人材の育成がますます重要になっている。そのためにも、人は一人一人違うといつてはいることの価値を再確認して、一人一人が持っている能力・才能を伸ばしていくという視点から議論する必要があると考える。

(三) 伝統、文化の尊重など国家、社会の形成者として必要な資質の育成という視点

急速な社会状況の変化と豊かさの進展の中で、個人と社会との関係を改めて考え、これから時代を担う子どもたちの社会性をはぐくみ、社会規範を尊重する精神を養い、人間性豊かな日本人を育成することが求められている。そして、国際化が進展する社会の中であって、日本人としての自觉を持ちつつ人類に貢献するということからも、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。これららの点を踏まえながら、今日において、国家、社会の形成者として有すべき資質として、特に求

められている点は何かという視点から議論する必要があると考える。

第二に、教育の基本原則についての検討である。

教育基本法は、教育の機会均等（第三条）、義務教育（第四条）、男女共学（第五条）を規定して、教育の普及を図っている。このうち特に、義務教育は近代国家における基本的な教育制度として憲法に基づき設けられている制度であるが、制度の在り方について、例えば、一人一人の能力の伸長を図るという視点、あるいは家庭の果たすべき役割と学校教育との関係といった視点から、議論する必要があると考える。また、男女共学規定について、制定時との時代や状況の変化を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指す視点から議論する必要があると考える。

さらに、政治教育（第八条）と宗教教育（第九条）について、その在り方と限界について規定されているが、宗教教育に関する限りは、宗教の自由や政教分離の原則に十分留意しながら、宗教的な情操をはぐくむという視点から議論する必要があると考える。

第三に、家庭、学校、地域社会の役割など教育を担うべき主体についての検討である。

教育の目的の実現のために、家庭、学校、地域社会等の果たすべき役割を明確にし、それぞれ

る場として、家庭が教育に対して果たすべき役割はとても大きなものがあると考える。

家庭教育や社会において行われる教育については、社会教育に関する規定（第七条）の中で触れられているが、家庭や地域社会等の教育に対する役割の重要性を十分踏まえ、その役割を明確にする観点から議論する必要があると考える。

また、学校教育に関する規定（第六条）として、学校の性格及び教員の身分について規定しているが、学校についても、その役割や教員の使命について明確にする観点から議論する必要があると考える。

第四に、教育行政（第一〇条）については、教育が不当な支配に服してはならないとの原則を維持しつつ、教育振興基本計画の在り方とともに、国、地方公共団体の責務について、その適切な役割分担を踏まえて、教育施策の総合的・計画的な推進が図られるよう、明確にする観点から検討する必要があると考える。

第五に、前文の取扱いについてである。教育基本法には、法制定の由来、趣旨を明らかにするための前文が付されている。前文についても、法律全体の在り方に即して検討を行う必要があると考える。

3 また、学校教育法や社会教育法など教育法令は、教育基本法に掲げた理念、原則に則って定められていることから、教育基本法の見直しに伴うその他の法令の見直しの方向についても、必要に応じて、議論が必要であると考える。

〈資料〉 教育基本法の「改正」問題に関する教育関係者の声明

戦後日本の教育の基本的在り方を宣言している教育基本法が、いま「改正」の危機に直面しています。小渕恵三・元首相、森喜朗・前首相は、その政権の浮揚策として教育改革を掲げ、そのなかで教育基本法の「改正」にたびたび言及してきました。そればかりか、首相の私的諮問機関として設置された教育改革国民会議は、内部に異論があったにもかかわらず、その「報告」(2000年12月22日)において、「政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である。」と、政府に対し教育基本法の「改正」をせまりました。

この教育改革国民会議の「報告」を受けて、小泉純一郎内閣は、中央教育審議会に教育基本法の「改正」について諮問するとし、遠山敦子文部科学大臣は、11月26日、同審議会に「教育振興基本計画の策定」とともに「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」諮問を行いました。その諮問理由をみると、新たな教育基本法をつくることを意図しているとしか考えられません。

このように教育基本法は、いま1947年の制定以来、最大の危機に直面しています。私たちは、長年、教育基本法の精神を貴重なものとし、日本の教育の在り方について考え、積極的に発言してきた者として、こうした事態を看過することはできません。

いうまでもなく教育基本法は、戦前日本の軍国主義的・超国家主義的な教育のかなめであった教育勅語を否定し、戦後の日本国憲法の精神に立ち、その理念を普及する教育の根本理念を示した文字通りの基本法です。また子どもの権利条約の精神とも一致するものです。

教育基本法は日本国憲法と一体をなすものですが、国会に強引に設置された憲法調査会を小泉内閣は積極的に活動させて、日本国憲法「改正」の準備を着々と進めています。こうした動向の一環として、まず、日本国憲法の精神に基づく教育基本法の「改正」をめざしている、とみざるをえません。

今日の日本の教育が、きわめて激しい受験競争の様相を呈しているだけでなく、いじめ・不登校・体罰等々、ただちにその解決に向けて取り組むべき課題を多く抱えていることは、心の痛む事実です。また教師たちが超多忙の中で、子どもたちと心を交流させるゆとりさえ奪われていることも、大きな問題です。このような教育現実は、その根本をたどれば、現代社会における人間性の崩壊や歴代保守政権による貧困な社会政策・教育政策にその要因を求めることができます。

今日の教育問題の多くは、長期にわたり教育基本法の理念を真摯に実現しようとしてこなかった教育政策にこそ責任があり、教育基本法を「改正」すれば、今日の教育問題が解決する、ということではありません。

むしろ、今日の教育問題を積極的に解決していくため、いまこそ人間の尊厳と平和の実現をめざす教育基本法の理念を、積極的に生かしていくなければなりません。

わたしたちは、教育外的な思惑から教育基本法を「改正」しようとしている今日の政治的状況を憂慮し、教育基本法の理念を積極的に生かしていくことこそが、21世紀の日本の教育に求められていることを、ここにひろく皆さんに訴えるものです。

2001年12月6日 呼びかけ人 (50音順)

大田 堄 (東京大学名誉教授) 館 博通 (元日本高等学校教職員組合委員長)

暉峻 淑子 (埼玉大学名誉教授) 永井 憲一 (法政大学教授)

中小路清雄 (元日本教職員組合書記長) 浪本 勝年 (立正大学教授)

楳枝 元文 (元日本教職員組合委員長) 山住・正己 (前東京都立大学総長)